

徳島県生活困窮者就労訓練事業認定事務処理要領

1 就労訓練事業の意義・概要

- (1) 就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、ひいては地域社会の基盤強化にも寄与するものである。生活困窮者が抱える課題は様々で、それぞれが目指す自立の在り方も異なるが、このことを踏まえれば、就労が可能な者については、可能な限り就労による自立を目指すことが重要である。
- (2) このような認識の下、生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が就労に関し抱える課題が多様であることに鑑み、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業など法に基づく事業を行う者のほか、ハローワークなど地域の様々な主体が適切な役割分担の下、チームとして支援を実施し、生活困窮者が着実にステップアップできる体制を構築するものとする。
- (3) その中で、就労訓練事業は、社会福祉法人、消費生活協同組合、特定非営利活動法人、株式会社等が自主事業として実施する事業であり、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある者を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものである。
- (4) 就労訓練事業における就労の形態には、雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する段階(以下「非雇用型」という。)と雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階(以下「雇用型」という。)がある。非雇用型、雇用型のどちらで就労訓練事業の利用を開始するかについては、自立相談支援機関が事業者や利用者の意向等を踏まえつつ判断し、福祉事務所設置自治体が最終的に決定する。
- (5) いずれの場合であっても、事業の利用者が、その意欲や能力等に応じて、適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇用型とステップアップし、最終的には、支援を要せず、自律的な就労(一般就労)ができるようになること、ひいては困窮状態から脱却することを目指すものである。
- (6) 地域において、就労訓練事業の意義が共有されるとともに、行政との連携の中で、その担い手が確保され、当該地域に住む誰もがそれぞれの状況に応じて働くことができる環境を整備することが求められる。また、同時に、就労訓練事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや、労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することを目指すものである。

2 認定制度の趣旨・概要

(1) 認定制度の趣旨

- ① 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)において、就労訓練事業を行う者は、当該就労訓練事業が、生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準(以下「認定基準」という。)に適合していることにつき、知事の認定を受けることができるものとされている。

- ② この認定制度は、就労訓練事業に関して、支援に必要な体制が整備されていること等を確認するものであり、関係法令の遵守とあいまって、労働力の不当な搾取（いわゆる「貧困ビジネス」）が生じることなく、就労訓練事業が適切に実施されることを確保するために設けられたものである。
- ③ 一方、自立相談支援機関は、生活困窮者に対し、認定を受けた就労訓練事業の利用についてあっせんを行い、あっせん後も、支援の実施状況について継続的・定期的にモニタリングを行う。
- ④ このように、知事による認定制度と自立相談支援機関による継続的・定期的なモニタリングの両面から、利用者に対する適切な支援の実施を確保することが重要である。

（２） 認定を行う主体

就労訓練事業を行う者の申請に基づき、当該就労訓練事業の経営地を管轄する都道府県知事（地方自治法の指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下「管轄都道府県知事等」という。）が行う（法第１６条第１項及び第２５条）。

（３） 認定の対象

事業所ごとに行う。したがって、同一法人が、複数の事業所において異なる就労訓練事業を実施する場合は、当該事業所ごとに認定を行う必要がある。なお、「事業」とは、一般的に、同種の行為の反復継続的な遂行を意味するが、例えば、農産物の生産・加工・販売が一体的に実施されているなど、認定制度の趣旨に鑑み別々に認定を行う必要性が乏しいと判断される場合は一括して認定を行うことも可能とする。

（４） 認定の取消

知事は、認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる（法第１６条第３項）。

（５） 報告徴収

- ① 知事は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる（法第２１条第２項）。
- ② なお、当該報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、３０万円以下の罰金に処するとされ（法第２９条第２号）、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人に関して当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑が科せられる（法第３０条）。

（６） 社会福祉事業との関係

- ① 認定就労訓練事業は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第３項の第２種社会福祉事業である（ただし、常時保護を受ける者が１０人に満たない認定就労訓練事業は第２種社会福祉事業には含まれない。）。
- ② したがって、第２種社会福祉事業として認定就労訓練事業を行う場合は、同法第６９条の規定に基づき、事業開始の日から１月以内に、知事に同法第６７条第１項

各号に掲げる事項を届け出なければならない。

3 認定基準の内容

生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。)第21条に定める認定基準の内容は以下のとおりである。なお、生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドラインは、当該認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めたものであり、併せて参照すべきである。

(1) 就労訓練事業者に関する要件

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

※ 「その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律」とは、例えば、以下の法律が挙げられる。

- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 身体障害者福祉法(昭和24年法律第213号)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)
- 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)

イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用しておそれのある者

エ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項に規定する暴力主義

的破壊活動を行った者

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

キ 破産者で復権を得ない者

ク 役員のうちにアからキまでのいずれかに該当する者がある者

ケ 上記のほか、その行った就労訓練事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

(2) 就労等の支援に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

(3) 安全衛生に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者(労働基準法第9条に規定する労働者を除く。)の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

就労訓練事業の利用に係る災害(労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。)が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

4 認定事務の詳細

(1) 申請【事業者】

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、申請書(様式第1号)に、②に掲げる種類を添えて、知事に提出しなければならない(則第20条)。

① 申請書の記載事項

- (ア) 就労訓練事業を行う者（申請者）の名称
- (イ) 法人番号
- (ウ) 就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
- (エ) 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- (オ) 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- (カ) 就労訓練事業が行われる事業所の名称
- (キ) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- (ク) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- (ケ) 就労訓練事業の定員の数
- (コ) 就労訓練事業の内容
- (サ) 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

② 申請書に添付する書類

- (ア) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- (イ) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書のなど法人の財政的基盤に関する書類
- (ウ) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (エ) 誓約書（様式第2号）
- (オ) その他知事が必要と認める書類

※ 社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、（エ）のみの添付で可とする。

（２） 受理

知事は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

（３） 審査

認定基準の項目ごとに、それぞれ以下のとおり審査を行う。

① 法人格を有すること 【則第21条第1号イ関係】

- ・ 登記事項証明書を確認し、申請書の記載内容と齟齬がないことを確認すること。

② 事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有すること 【則第21条第1号ロ関係】

- ・ 提出された書類や申請者の説明の内容をもとに、申請に係る事業の実態を具体的に把握した上で、当該事業が健全に遂行されるだけの施設、人員及び財政的基礎を有するかどうかを総合的に判断すること。

※ なお、社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、特段の事情がない限りにおいて、必要な財政的基礎を有すると判断して差し支えない。

- ・ 例えば、利用者の定員に対して事業所の従業員の数が著しく少ない、事業所に十分な広さがない、財政状況が芳しくないなど、事業の適切な運営に関して疑義が生じる場合は、申請者に対して十分な説明を求めた上で、当該事業が健全に遂行される見込みがないと判断されるときは認定を行わないこと。

※ その際、従業員の数が少なくてもボランティアの協力が得られる場合や事業所に

十分なスペースがなくても地域の協力事業所を活用できる場合などは、事業を健全に遂行できる可能性があることに留意すること。

③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること 【則第21条第1号ハ関係】

- ・ 誓約書により確認すること。

④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること 【則第21条第1号ニ関係】

- ・ 事業の透明性を確保する観点から、支援体制や事業における作業の内容、実際の利用状況等に関する情報について公開することを誓約書により確認するとともに、その具体的な方法（ホームページ、広報誌等）を把握すること。

⑤ 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと 【則第21条第1号ホ関係】

- ・ 誓約書、役員名簿により確認すること。

⑥ 就労支援等に関する責任者を配置すること等 【則第21条第2号関係】

- ・ 申請書により責任者の氏名を把握するとともに、責任者の配置を含めた利用者に対する適切な支援の実施について誓約書により確認すること。

⑦ 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法等の規定に準ずる取扱いをすること 【則第21条第3号関係】

- ・ 誓約書により確認すること。

⑧ 非雇用型の利用者に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること 【則第21条第4号関係】

- ・ 誓約書、加入する保険商品に関する資料（パンフレット、保険証書の写し等）等により確認すること。

（４） 認定

知事は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行う（法第16条第2項）。この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式第3号）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式第4号）を送付することにより、その旨を通知する。

○付番ルール

事業所ごとに10桁のコードとする。

1～2桁目 都道府県コード（全国地方公共団体コードの1～2桁を利用）

3～5桁目 実施主体コード（全国地方公共団体コードの3～5桁を利用）

6～9桁目 事業所番号（実施主体が付番）

10桁目 チェックデジット（モジュラス10ウェイト3方式）

（５） 認定情報の登録等

① 認定情報の登録

知事は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し（以下「登録」という。）、これを適切に管理する。また、後述のとおり、認定就労

訓練事業者から事業変更や事業廃止の届出があった場合は、適切に認定就労訓練事業台帳を更新する。

② 登録情報の共有

知事は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう、認定就労訓練事業台帳に登録した情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、複数の管轄都道府県知事等で協議を行い、それぞれが認定した就労訓練事業に関する情報を共有することも可能である。

なお、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

5 事業開始後の手続

(1) 事業の開始【事業者】

認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者や生活保護受給者を受け入れることができる。なお、生活困窮者、生活保護受給者を含め10名以上の定員を設け、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合(以下単に「第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合」という。)は、事業者は、当該事業の開始の日から1月以内に、知事に事業開始届を提出しなければならない(社会福祉法第69条第1項)。

なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付することとする。

(2) 事業の変更

① 事業変更の届出 【事業者】

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、4(1)①に掲げる事項(4(1)①(カ)から(ク)までに掲げる事項を除く。)に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、4(1)(カ)から(ク)までに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、認定生活困窮者就労訓練事業変更届(事前届出事項については様式第5号、事後届出事項については様式第6号)により、知事に届け出なければならない(則第22条)。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、変更の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要であるため、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

② 認定情報の変更登録等

ア 認定情報の変更登録

知事は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新(以下「変更登録」という)を行う。

イ 変更登録に係る情報の提供

知事は、当該変更登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の管轄都道府県知事等で共有している場合は、当該変更登録に係る情報を提供する。

なお、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

(3) 事業の廃止

① 事業廃止の届出 【事業者】

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届(様式第7号)により、その旨を知事に届け出なければならない(則第23条)。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、廃止の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要であるため、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

② 認定情報の廃止登録等

ア 認定情報の廃止登録

知事は、認定就労訓練事業廃止届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新(以下「廃止登録」という。)を行う。

イ 廃止登録に係る情報の提供

知事は、当該廃止登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の管轄都道府県知事等で共有している場合は、当該廃止登録に係る情報を提供する。

なお、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

6 報告徴収に関する留意事項

- (1) 自立相談支援機関のモニタリングや認定就労訓練事業の利用者からの相談等を端緒として、認定就労訓練事業の運営に関して疑義が生じることがあると考えられるが、その場合には、まずは認定就労訓練事業者に対して任意の聞き取りを行うなど、可能な限り、簡素な方法で迅速に問題の解決を図るよう心がけ、認定就労訓練事業者が正当な理由もなくこれに応じない場合などに、法第21条第2項に基づく報告徴収を行うことが考えられる。
- (2) 報告徴収は、報告徴収書(様式第8号)により行うこととし、認定就労訓練事業者に対しても文書により報告を求めることとする。一方、これによりがたい場合は、口頭による陳述の方法をとることも可能であり、その場合は、聴取後速やかに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。
- (3) なお、報告徴収を行う際は、認定就労訓練事業者に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は罰則の適用がある旨を説明する。

7 認定取消に関する留意事項

- (1) 知事は、認定就労訓練事業が認定基準に適合しないものとなったと認めるとき

は、法第 16 条第 3 項に基づき当該認定を取り消すことができる。

- (2) 就労訓練事業の認定は、就労訓練事業が一定の基準を該当する旨を確認する行為に過ぎず、許可のように当該者の権利利益を変動させるものではないことから、就労訓練事業の認定は行政不服審査法上の処分には該当せず、その取消等について不服申立はできないものと解されるが、認定取消の判断に当たっては、事業者や利用者、自立相談支援機関に説明を求め、事実確認を適切に行い、その上で認定の取消を行う場合は、事業者に対して、その理由を丁寧に説明することが必要である。
- (3) 認定の取消を行った場合は、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書(様式第 9 号)により、その旨を事業者に通知するとともに、認定就労訓練事業台帳の更新、管内自治体等への情報提供を行う。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参考 1 認定等に係る記載・届出事項一覧

	認定申請書 記載事項 (則様式第 2 号)	事業変更の 際の届出 (則 2 2 条)
就労訓練事業を行う者の名称	○	事後 (1 号)
就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地及び連絡先		
就労訓練事業を行う者の法人の種類、所轄庁	○	—
就労訓練事業を行う者の代表者の氏名	○	事後 (1 号)
就労訓練事業が行われる事業所の名称	○	事前 (2 号)
就労訓練事業が行われる事業所の所在地及び連絡先		
就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名		
就労訓練事業の定員の数	○	事後 (3 号)
就労訓練事業の内容	○	事後 (4 号)
就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名	○	事後 (5 号)

参考 2 生活困窮者自立支援法関係様式一覧

様式名	番号
生活困窮者就労訓練事業認定申請書	様式第 1 号
誓約書	様式第 2 号
生活困窮者就労訓練事業認定通知書	様式第 3 号
生活困窮者就労訓練事業不認定通知書	様式第 4 号
認定生活困窮者就労訓練事業変更届(事前)	様式第 5 号
認定生活困窮者就労訓練事業変更届(事後)	様式第 6 号
認定生活困窮者就労訓練事業廃止届	様式第 7 号
報告徴収書	様式第 8 号
生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書	様式第 9 号

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

（元号） 年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

主たる事業所の所在地

名 称

代表者の職・氏名

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 1 項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ)			
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号 ()			
		電話番号		メールアドレス	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の氏名	(フリガナ)			
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名 称	(フリガナ)			
	所在地及び連絡先	郵便番号 ()			
		電話番号		メールアドレス	
	責任者の氏名	(フリガナ)			
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数				
	内容				
	就労等の支援に関する措置に係る責任者(※)の氏名	(フリガナ)			

(※) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 2 号イに規定する責任者

誓 約 書

（元号） 年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 { 主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名

（元号） 年 月 日付で行った生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること（生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。）第 21 条第 1 号ハ関係）。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること（則第 21 条第 1 号ニ関係）。
- 4 則第 21 条第 1 号ホ（１）から（９）までのいずれにも該当しない者であること。

(参考) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 1 号ホ

(1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」と言う。）、社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

(2) 法第 16 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認定の取消しを受けた者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用しておそれのある者

(4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(7) 破産者で復権を得ない者

(8) 役員のうちに（1）から（7）までのいずれかに該当する者がある者

(9) （1）から（8）までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、則第 21 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。

- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること（則第 21 条第 3 号関係）。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（則第 21 条第 4 号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 25 日付け社援発第 0325 第 20 号厚生労働省社会・援護局長通知）」を遵守すること。

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

徳島県知事

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

（元号） 年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名		
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地		
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容		
当該認定に関する事項	認定年月日	
	認定番号	

注） 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第 2 種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

徳島県知事

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

(元号) 年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 2 項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので通知します。

申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
申請に係る事業所の名称及び所在地	
不認定となった理由	

様式第 5 号

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

(元号) 年 月 日

徳島県知事 殿

届出者

主たる事業所
の所在地

名 称

代表者の職・氏名

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更をするので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。）第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の 名称及び所在地	
変更予定年月日	(元号) 年 月 日

認定生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名（則 22 条第 2 号）に関する変更内容	
---	--

様式第 6 号

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

(元号) 年 月 日

徳島県知事 殿

届出者

主たる事業所の所在地

名 称

代表者の職・氏名

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更があったので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。）第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更年月日	(元号) 年 月 日

	認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名（則第 22 条第 1 号）	
	認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数（則第 22 条第 3 号）	
	認定生活困窮者就労訓練事業の内容（則第 22 条第 4 号）	
	就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名（則第 22 条第 5 号）	

※ 変更事項について、該当する項目の左欄に○を記入し、変更内容を記載する。

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

(元号) 年 月 日

徳島県知事 殿

届出者

主たる事業所
の所在地

名 称

代表者の職・氏名

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 23 条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の名 称及び所在地	
廃止年月日	(元号) 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

徳島県知事

報 告 徴 収 書

認定生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。

本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 29 条第 2 号の規定により処罰されることがあります。

記

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、〔関係資料を添付して〕提出すること。
報告の期限	(元号) 年 月 日

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

徳島県知事

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

(元号) 年 月 日付で行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり取消したので通知します。

取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	
取消となった理由	